



株式会社丸幸 経営統括本部 本部長 挨拶



謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新時代「令和」となり、早くも2か月が経ちました。平成の30年は、SDGs、EUのCE政策、中国の輸入規制など幾度の変革や危機がございました。令和の時代になっても、処分場の逼迫等々、問題は山積みです。しかしながら排出事業者様、我々処理業者が一丸となり、地球環境を保護し、素晴らしい環境を守り続けていくことが更に重要であり、最大のミッションであると感じております。

先日大阪で行われましたG20でも世界的に環境問題は議論されております。今後更に企業にとって資源循環については、重要な項目になると考察します。弊社も廃棄物処理業を通して、排出事業者様をサポートすることはもちろんのこと、今までの歴史を顧み引き継ぐもの、またより強化していくもの、逆に改めるものを取捨選択し、令和の新時代を切り開いていきたいと存じます。

来年はオリンピックが東京で開催されます！
皆様と一緒に日本を盛り上げていけるよう尽力してまいりますので、どうぞ指導・鞭撻の程、宜しく願い申し上げます！

経営統括本部長
渡邊 俊介

電子契約の運用開始！！



弊社では5月より電子媒体による契約締結の運用を開始致しました。

当業界は比較的遅れている電子化ではありますが、我々もこの度、運用を開始できるまでに至りました。ここでは電子契約についてとそのメリットをお伝えしていきます。まず、電子契約とは電子ファイルをインターネット上で交換して電子契約を施すことで契約を締結し、企業のサーバーやクラウドストレージなどに電子データを保管しておく契約方式をいいます。（PC上で契約締結完了です！）

2000年以降、急速に普及し、既に6割近い企業が採用または検討している状況にあります。

では、その電子契約にどのようなメリットがあるかといいますと、

1：コスト削減、2：業務効率化、3：コンプライアンスの強化が挙げられます。

一番気になるコスト削減ですが、書類の郵送費、作成人件費のほかに印紙代も削減でき効果は抜群です。それに伴う保管手間などの業務効率化も図れます。また、コンプライアンスにおいては原本の紛失・劣化、改ざんなどのリスクが軽減されます。廃掃法(廃棄物処理法)では契約の取り交わしは「書面」が義務化されておりますが、関係省庁によりますと、廃掃法とe文書法のリンクによって、運用に問題無いとされております。

弊社営業マンからも電子契約のご提案をさせていただきますので、ぜひとも当運用でお互いにメリットを共有できると幸いです。



～廃プラのゆくえ～

皆さまは今までに直面しているプラスチック問題について、ご存知でしょうか？
事の発端は、今まで資源プラを輸入していた中国が2017年にこれを全面禁止としたことによりです。これによって世界全体が大きな問題として取り上げられております。

2019年5月、スイスで国際会議が開かれ、廃プラスチックを締約国間の輸出入規制対象として、両国で事前通告・同意回答が必要な規制対象とする条約を採択しました。

これにより今まで以上に輸出先との間での手続きが必要となる為、ハードルが高くなることが予想されます。

では、具体的に規制となる廃プラスチックがどのような状態の物を指すかといいますと、ペットボトルの中にタバコの吸い殻が入っていたり、食品残渣が付着のままの容器包装類など、いわゆる「汚れたプラ」が対象となります。

何でも燃やす時代は過去のものとして、一つ手を加えて分別する手間を惜しんでも、本当に1人1人が取組まなければならない時代へと突入して参ります。

この先、日本国内で処理を優先していかなければならないのですが、処理できる施設も限られております。

既におりを受け、焼却処分場は逼迫し、廃棄物が滞留している地域も増えてきております。今まで当たり前前に処理できていたことが当たり前ではなくなる時代になっていくことは明確です。

まずはできることから、我々がこの問題を解決できる企業として、邁進して参ります。

廃プラスチック限らず、廃棄物についてお困りごとが御座いましたら、当社営業部までぜひ御相談下さい。良い提案をさせていただきます！

また分別されたプラスチックがどのようにリサイクルされるかご興味のある方は、弊社の処理施設をぜひご覧になって頂けますと良くなりますので、お問い合わせください。宜しく願い致します。



電池・スプレー缶の処分方法！

日頃、弊社処分場へ搬入して頂いているお客様へお願いが御座います！

弊社処分場内にて搬入された廃棄物を展開検査を強化しております！
搬入される廃棄物の多くは「混合廃棄物」という状態で処分工程を経て再資源化をしております。そこで必要な作業は分別・選別作業であり、大切な作業です。

何故かという再資源化を行うため、禁忌品や許可品目以外の廃棄物を取り除く必要があるからです。その中でも「電池」・「缶スプレー(中身がある物)」が多く混入しております。知らずにそのまま破碎作業へ流してしまうと火災や爆発事故が起こる可能性がある為、弊社工場内で展開し選別作業を強化しております。

最近では、札幌市でスプレー缶で爆発火災事故、茨城県常総市内でリチウムイオン電池による火災が御座いました。これは他人事ではなく、自社の工場にも起こり得る事案だと認識し、今まで以上に安全な工場稼働を目指すことがお客様へ何よりのサービスと捉えております。

では、電池はどう処分したら良いの？という質問は、弊社営業部までお問い合わせ下さい。

協力業者と連携し適切な処分方法を御提案させていただきます。
スプレー缶については中身を完全に抜いている状態で排出して頂きますようお願い致します。(穴があいていることが目視可能)

以前にも弊社工場へ搬入禁忌品をアナウンスさせていただきましたが再度提示をさせていただきます。

皆様、宜しく願い致します！

危険物混入禁止のお願い

スプレー・ライター	バッテリー	マッチ	後部吸塵カス
引火性油剤付入り桶	廃油	発煙筒	乾電池
薬品類	食品	土・土砂	蛍光灯

上記廃棄物を搬入不可とさせていただきます。
ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

産廃知識 黒帯への道 “産廃道場”

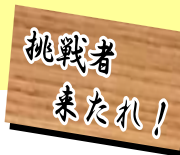
【質問】

電子契約に関する質問です！
電子の場合、印紙はなぜ不要なのか？？

なるほど！ 電子契約をするとお互いに印紙税の
コスト削減ができるんだね！ やったね！

【回答】

契約書に P D F を使うとなぜ印紙代が不要になるかというと、これは単純に「印紙税の対象は課税文書（要は紙の書類）で、電子データは課税文書にあたりません」とされているからです。
さらに課税文書の「作成」をしているかどうか鍵になりますが、紙の書面に書いて交付することが「作成」行為となるので電子は関係ありません。印紙税法第2条から電子データは文書ではないのです。つまり印紙税法の内容が変わらない限り、電子契約に印紙代は不要です。
ただし、電子契約後に現物を持参し相手方に交付した場合は、「作成」に該当するので気を付けましょう。
印紙代が大した金額にはならないケースは多いですが、高額な時はもちろん、郵便局などで調達する手間や管理、貼る手間が省けるメリットは大きいですね！



お客様紹介!! ~激戦区のラーメン店の巻~

店舗名「どやどや」様



県内屈指の激戦区として名を馳せる、京成大久保エリアにあるラーメン店です！
基本メニューは「白ラーメン」と「黒ラーメン」の2種類。出汁は豚と鳥を丁寧に炊き上げ、にんにくを溶かし込んだ物になります。おすすめは画像にある白つけ麺！
スープを舌で転がすと濃厚なコクが瞬間に拡散し味覚中枢を刺激する旨さ！さらに肉厚なチャーシューも最高です。
オープン前から廃棄物でお世話になっており、明るい店長は誰に対しても親しみやすい印象です。歴史を感じるデザインの店内になっており店員との話も盛り上がりやすいです。是非、近くを通り掛かりましたら最高のラーメンを食べて下さい！
今後も当社で関わりのある店舗様を紹介致します。 乞う、ご期待！



社員紹介



名前：新海 厚司 年齢：33歳
所属：業務部一課
血液型：O型
特技：バス釣り
趣味：釣り
自己PR：安全運転を心掛けています！皆様、宜しくお願いします！



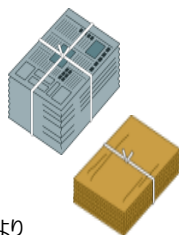
名前：道林 愛 年齢：30歳
所属：総務部業務管理課
血液型：B型
特技：バレーボール
趣味：ネットショッピング
自己PR：皆様に迷惑を掛けたくないよう、早く力になれる様に頑張ります！宜しくお願い致します！

資源相場の変動



古紙

新聞：11円（/kg）
雑誌：7円（/kg）
段ボール：10円（/kg）



PETボトル

廃プラスチック問題が出ている通り、今年度に入っても買取価格は低単価に推移しております。この先、逆有償になる恐れもある為、動向は注視していく必要があります。



2019年5月23日付日本経済新聞より

～中国の古紙動向～

日本経済は中国に左右されると言っても過言ではない昨今となりました。古紙類に関しましても、中国の動向を注視しなくてはなりません。
中国造紙協会の最新調査によりますと、昨年からの輸入古紙を減らしていき、国内消費を中心とさせてきております。米中貿易摩擦で国内全体的に景気が冷え込んでおり、今後の消費動向によっては古紙価格下落の動きが一気に加速する可能性も見られますので、要注意です。

【総括】

これまで資源物として、行政サービスを始め、多量排出事業者様向けも買取の動きが進んでおりましたが、今後の米中の動きによっては、資源物が廃棄物へと変化する恐れも有ります。
廃プラスチックも輸出出来ない状況下に置かれてしまっている為、日本国内の廃棄物処理業者はもちろんのこと、お客様自身も真剣に考えなくてはならない問題へと変わってきます。コスト増は必至ですが、それ以前に処理できるかどうかの瀬戸際まで来るでしょう。



本社移転のご案内

10月1日より、弊社本社が下記に移転することとなりました。
★新住所：鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3-5-38
建設はお陰様で順調に進んでおります。
また詳細は、書面をもってご案内をさせていただきます！
何卒宜しくお願い申し上げます。



株式会社 丸幸

